

# 4 山形県公報

平成30年3月27日(火) 第2930号

毎週火・金曜日発行

次 目

	規	則			
○山形県外部監査人の資格を証する書面	の写しを閲覧に	供する期間を定ぬ	める規則の一部を		
改正する規則·······				(行政改革課	₹) …289
	4-	_			
	告	示			
○県議会定例会の閉会					艮) …290
○山形県水資源保全地域の指定					
○山形県こども館の開館時間及び休館日			(=	子育て支援課	!) … 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合					
事業者の指定に係る事業の廃止					
○指定居宅サービス事業者の指定に係る				或保健福祉課	
○指定介護予防サービス事業者の指定に					) … 同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の					
○土地改良区の定款変更の認可					
○弓張平公園の有料公園施設の使用時間				<b>山建設総務</b> 課	
○弓張平公園の利用料金		·			) ···293
○県道の供用の開始······· ○山形県土地利用基本計画の変更·······					
○山形県工地利用基本計画の変更 ○指定港湾施設の利用時間等及び休業日					
○指定港湾施設の利用時间等及の体系ロージ ( ) 指定港湾施設の利用料金	-				) ···297
○山形県海浜公園の利用料金					)302
○歳入の収納の事務の委託					,
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程·					f) ···303
○山形県立うきたむ風土記の丘考古資料					=) … 同
	MH -> 13/13/11 302			(3)( )(3)	, 1.4
	教育委員	会関係			
	#	_			
	告	示			
○山形県立うきたむ風土記の丘考古資料	館の開館時間及	び休館日			304
	公	告			
		• •			
○農用地利用配分計画の認可の申請					
○一般競争入札の公告		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(下水道課	杲) …306
	_規	則_			
LINE A 如野木 L の海ねぇマネッキマネ	定1 元明點 ~ 加	ᅪᄀᄪᇛᄼᄼᄭ	7 担別の - カナツ-	ㅜ <b>ㅗ</b> ㄱ 桕마ㅗ	1- N
山形県外部監査人の資格を証する書面の	<b>サレを閲覧に供</b>	りつ期间を正める	3規則の一部を改」	止する規則を	ここに公
布する。					
平成30年3月27日					

山形県知事

吉

村 美栄子

#### 山形県規則第31号

## 山形県外部監査人の資格を証する書面の写しを閲覧に供する期間を定める規則の一部を改正する規則

山形県外部監査人の資格を証する書面の写しを閲覧に供する期間を定める規則(平成11年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則中「第252条の36第5項」を「第252条の36第6項」に改める。

#### 附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告示

#### 山形県告示第227号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成30年2月19日招集した山形県議会定例会は、同年3月16日閉会した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県告示第228号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり 指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び村 役場において縦覧に供する。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 東根市水資源保全地域
  - (2) 区 域 森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東根 市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 鮭川村水資源保全地域
  - (2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡鮭川村の森林の区域

#### 山形県告示第229号

山形県こども館条例(平成4年3月県条例第13号)第3条第2項の規定により、山形県こども館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。ただし、6月1日から8月31日までの日にあっては、午前9時30分から午後5時30分までとする。

- 2 休館日
  - (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

# 山形県告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月27日

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
ユニオンソーシャルシステム株 式会社	就労継続支援(A型)事業所ピース 宮内	就労継続支援(A	₩ <b>.</b> 4-00 0 01
新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	新庄市宮内町 5 − 17 レストフォート II 1 階	型)	平成30. 3.31

# 山形県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止 する旨の届出があった。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類				   廃止年月日 		
山形おきたま農業協同組合	JA山形おきたま福祉センター米沢 米沢市金池五丁目3番9号	特定	[福祉	:用具則	反売	平成30.	3. 28	
有限会社ひなたぼっこ	ひなたぼっこデイサービスセンター 米沢市舘山一丁目2番6-2	通	所	介	護	同	3. 31	
株式会社ツクイ	ツクイ米沢 米沢市栄町1番地4	訪	問 入	浴介	護	同		
特定非営利法人きずな	訪問介護きずな 米沢市本町三丁目1番55号	訪	問	介	護	同		
特定非営利法人きずな	訪問看護ステーションきずな 米沢市本町三丁目1番55号	訪	問	看	護	同		

#### 山形県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年	月日
の名称又は氏名	李水// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	) G / 11 / E/M	//644 / /	/ 1 -
有限会社ひなたぼっこ	ひなたぼっこデイサービスセンター	   介護予防通所介護	平成30.	2 12
有限会性のなたはりこ	米沢市舘山一丁目2番6-2		一十八人30.	0. 10
山形わさたよ典業协同知会	JA山形おきたま福祉センター米沢	特定介護予防福祉	同	3. 28
山形おきたま農業協同組合	米沢市金池五丁目3番9号	用具販売	F] 	
特定非営利法人きずな	訪問介護きずな	   介護予防訪問介護	同	3, 31
付足弁呂利伝八さりな	米沢市本町三丁目1番55号	7	IH]	5. 51
特定非営利法人きずな	訪問看護ステーションきずな	<b>企業子、吐針則手</b> 維	同	
付足介呂州伝八さりな	米沢市本町三丁目1番55号	介護予防訪問看護 	111	

# 山形県告示第233号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。 平成30年3月27日

	事業				名			地区			名	工事完了年月日			
農	村	地	域	防	災	減	災	事	業	滝	1	沢	地	区	平成30年1月17日

#### 山形県告示第234号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称 笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地 鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日 平成30年3月14日

# 山形県告示第235号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使	用	時	間	休	業	日
オートキャンプ場	宿泊を伴れ 前9時から 伴う使用に 翌日の午前	っ午後 5 こあって	5 時まて ては午後	で、宿泊を	11月1日から	翌年の5月3	1日まで
テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場 パターゴルフ場	午前9時か	いら午後	後5時ま	きで	11月1日から	翌年の5月3	1日まで
体育館屋根付広場					日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5 日 民 の R を   が 国 民 の R 号 に 休 日 日 と い で な い 日 で な い い い い い 昭 日 ( こ れ ら $\theta$ は、これ ら $\theta$	日まで(4月29 除く。)の火曜 日に関する法律 つに規定であるいてその日に表 3月31日が休いている。 1月30日におい日の日でない日でない日でない日でない日でない日では、1月3日まで

# 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

# 山形県告示第236号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、弓 張平公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区	分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につ き	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設 の名称	X			分	利用料	金
オートキャンプ 場	入場	児童生徒等(幼 稚園の幼児及び	閑散期平日		1人1回当たり	125円
		これに準ずる者を除く。) 児童生徒等以外の者	上記以外の日	1	1人1回当たり	250円
			閑散期平日		1人1回当たり	250円
			上記以外の日	1	1人1回当たり	500円
	テントサ イトの使 用	駐車場を併設するものの使用	宿泊を伴われ	ない使用	1区画1回当たり	2,000円
			宿泊を伴う 使用	1 泊目及び 2 泊目	1区画1泊当たり	4,000円
				3 泊目以後	1区画1泊当たり	3,200円
		駐車場を併設し	宿泊を伴われ	ない使用	1区画1回当たり	1,500円
		ないものの使用	宿泊を伴う 使用	1 泊目及び 2 泊目	1区画1泊当たり	3,000円
				3 泊目以後	1区画1泊当たり	2,400円

		コテージ	宿泊を伴わない値	吏用	1棟1回当たり	5,000
		の使用	宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1棟1泊当たり	10, 000
				3泊目以後	1棟1泊当たり	8,000
テニス	コート	児童生徒等 場合		オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1面1時間当たり	200
				上記以外の場合	1面1時間当たり	230
		上記以外の	の場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1面1時間当たり	400
				上記以外の場合	1面1時間当たり	460
陸上競技	支場	全部を単	児童生徒等のみな	が使用する場合	1時間当たり	470
		独で使用する場合	上記以外の場合		1時間当たり	940
		上記以外	児童生徒等が使用	用する場合	1人1時間当たり	50
		の場合	上記以外の場合	1人1時間当たり	100	
野球場		児童生徒等	- 等のみが使用する場	1時間当たり	290	
		上記以外の	の場合	1時間当たり	580	
運動広場	日初	児童生徒等	いる かん		1時間当たり	230円
		上記以外の	の場合	1時間当たり	460	
パター	ゴルフ場	児童生徒等	等が使用する場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1人1回当たり	200
				上記以外の場合	1人1回当たり	250
		上記以外の	り場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1人1回当たり	400
				上記以外の場合	1人1回当たり	500
体	アリー	全部を単	児童生徒等のみな	が使用する場合	1時間当たり	240
育	ナ	独で使用する場合	上記以外の場合		1時間当たり	480
館		独で使用	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	120
			上記以外の場合		1時間当たり	240
		上記以外 の場合	児童生徒等が使用	 用する場合	1人1時間当たり	30

			上記以外の場合	1人1時間当たり	60円
	軽運動室	全部を単	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	240円
	動 室 する場合 上記以外 の場合		上記以外の場合	1時間当たり	480円
			児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円
		V)物 口 	上記以外の場合	1人1時間当たり	60円
屋根付加	広場	全部を単独で使用	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	240円
		する場合	上記以外の場合	1時間当たり	480円
			児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円
		の場合	上記以外の場合	1人1時間当たり	60円

# ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
	ガスコンロ	1回につき	10円
体育館	温水シャワー	1回につき	100円
	和会議室	1室1時間につき	380円
	会議室1	1室1時間につき	240円
	会議室2	1室1時間につき	120円

# ハ 電気消費加算額

	区		分	単	位	利	用	料	金
オートキャンプ場		テントサイト	(宿泊を伴わない使用)	1 区画 1	1,00			0円	
		テントサイト	テントサイト(宿泊を伴う使用)					1, 00	0円
体育館		アリーナ	全灯使用	1時間に	こつき			20	0円

		1/2灯使用	1時間につき	100円
		持込機器電源		実費相当額
	軽運動室	持込機器電源		実費相当額
屋根付広場	全灯使用		1時間につき	190円
	持込機器電源			実費相当額

#### 備考

- 1 この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)を除く日をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 山形県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 糠野目亀岡線

2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2415番4から

同 2411番1まで

3 供用開始の期日 平成30年3月27日

#### 山形県告示第238号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の拡大及び森林地域の縮小

2 変更に係る市

酒田市

#### 山形県告示第239号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

# 1 利用時間等

	分	利用時間等
酒田北港緑地展望台	午前10時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日までの夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。	
山形県酒田海洋センター		午前10時から午後5時まで
第1酒田プレジャーボート スポット及び第2酒田プレ ジャーボートスポット	5月1日から9月30日までの日曜日、土曜日 及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日(以下「休日」と いう。)	午前7時から午後5時30分まで
	上記以外の日	午前8時30分から午後5時まで
鼠ヶ関マリーナ	4月1日から9月30日まで	午前8時から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後6時まで、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。
	10月1日から翌年の3月31日まで	午前8時30分から午後5時まで。ただし、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。

# 2 休業日等

区分	休業日等
酒田北港緑地展望台	1 月曜日 (その日が休日であるときを除く。)
	2 12月29日から翌年の2月末日まで
山形県酒田海洋センター	1 月曜日 (その日が休日であるときを除く。)
	2 12月29日から翌年の1月3日まで
第1酒田プレジャーボート	1 8月13日
スポット及び第2酒田プレ	2 12月30日から翌年の1月5日まで
ジャーボートスポット	
鼠ヶ関マリーナ	1 研修ホール以外の施設にあっては、4月25日から5月7日まで及び7月20
	日から8月20日までの日を除く期間の火曜日(その日が休日であるときは、
	その日後においてその日に最も近い休日でない日)
	2 12月29日から翌年の1月3日まで

# 3 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

# 山形県告示第240号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 利用料金

(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名		使	用	区	分	利	用	料	金	備	考
桟橋	1	使用其	期間が	1月未活	あの場合 しんしん	船舶の長	長さ1:	メートル	/	船舶の長	長さ又は使
物揚場						1 目につ	つき		133円	用期間の国	単位に満た
船揚場	2	使用其	期間が	1月以_	上の場合	船舶の長	長さ1	メートル	/	ない場合に	は、その単
船舶保管施設						1月につ	つき		650円	位まで引き	き上げる。

# (2) 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名		使	用	区	分	利	用	料	金	備	考
桟橋	1	使用其	期間が	1月未活	め場合 しゅうしん	船舶の手	長さ12	メートル	/	船舶の長	長さ又は使
物揚場						1日に~	つき		133円	用期間の単	単位に満た
船舶保管施設	2	使用其	期間が	1月以_	上の場合	船舶の手	長さ12	メートル	/	ない場合に	は、その単
						1月に~	つき		650円	位まで引き	と上げる。

# (3) 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使 用 区 分	利 用 料 金	: 備 考
桟橋	1 ヨット		県内に住所を有す
浮桟橋	(1) ディンギー型ヨット	6 時間までごとに 31	0円 る者が使用する場合
物揚場	(2) ディンギー型ヨット以外の		における利用料金の
	ヨット		額は、当分の間、所
	イ 長さ5メートル未満のも	6 時間までごとに 64	0円 定の利用料金の額の
	0		3分の2に相当する
	ロ 長さ5メートル以上6	6 時間までごとに 80	0円 額とする。
	メートル未満のもの		
	ハ 長さ6メートル以上7	6 時間までごとに 91	0円
	メートル未満のもの		
	ニ 長さ7メートル以上8	6 時間までごとに 1,04	-0円
	メートル未満のもの		
	ホ 長さ8メートル以上のも	6時間までごとに1,040月	円に
	0	長さが7メートルを超える	3 1
		メートルごとに310円を力	叩え
		た額	
	2 モーターボート		
	(1) 和船型モーターボート		
	イ 長さ5メートル未満のも	6 時間までごとに 69	00円
	0		
	ロ 長さ5メートル以上6	6 時間までごとに 85	50円
	メートル未満のもの		
	ハ 長さ6メートル以上7	6 時間までごとに 96	60円
	メートル未満のもの		
	ニ 長さ7メートル以上8	6 時間までごとに 1,12	0円
	メートル未満のもの		
	ホ 長さ8メートル以上のも	6 時間までごとに1,120F	
	$\sigma$	長さが7メートルを超える	
		メートルごとに380円を加	叩え
		た額	

	(2) 和船型モーターボート以外			
	のモーターボート			
	イ 長さ5メートル未満のも	6時間までごとに	850円	
	の ロ 長さ5メートル以上6	6時間までごとに	1 020⊞	
	メートル未満のもの	0 時間まてことに	1,020	
	ハ 長さ6メートル以上7	6時間までごとに	1 210円	
	メートル未満のもの		1, 210   1	
	ニ 長さ7メートル以上8	6時間までごとに	1. 380円	
	メートル未満のもの	1 1,1,3,1	_,, •	
	ホ 長さ8メートル以上のも	6 時間までごとに	1,380円に	
	Ø	長さが 7メートルを		
		メートルごとに440		
		た額		
船舶保管施設	1 ヨット			(1) 県内に住所を有
	(1) ディンギー型ヨット			する者が使用する
	イ 使用期間が1月未満の場	1日につき	1,280円	場合における利用
	合			料金の額は、当分
	ロ 使用期間が1月以上の場	1月につき	6,480円	
	合			料金の額の3分の
	(2) ディンギー型ョット以外の			2に相当する額と
	ヨット			する。
	イ 長さ5メートル未満のも			(2) 使用期間の単位
		4 17 2 - 3-	0.400	に満たない場合
	(イ) 使用期間が1月未満の	1日につき	2,420円	は、その単位まで
	場合 (p) 使用期間が1月以上の	   1月につき	12,210円	引き上げる。
	場合	1716	12, 210	
	ロ 長さ5メートル以上6			
	メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の	   1 目につき	2,920円	
	場合		_, , •	
	(ロ) 使用期間が1月以上の	1月につき	14,640円	
	場合			
	ハ 長さ6メートル以上7			
	メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の	1 目につき	3,410円	
	場合			
	(ロ) 使用期間が1月以上の	1月につき	17,090円	
	場合			
	ニ 長さ7メートル以上8			
	メートル未満のもの			
	(イ) 使用期間が1月未満の	1日につき	3,890円	
	場合	1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10 500 11	
	(ロ) 使用期間が1月以上の	1月につき	19,530円	
	場合 ホ 長さ8メートル以上のも			
	か、大き8メートル以上のも			
	1	I		ı
i				

(イ) 使用期間が1月未満の 場合	1日につき3,890円に長さが 7メートルを超える1メート ルごとに1,210円を加えた額	
(p) 使用期間が1月以上の 場合	1月につき19,530円に長さが 7メートルを超える1メート ルごとに6,090円を加えた額	
2 モーターボート		
(1) 和船型モーターボート		
イ 長さ5メートル未満のも		
D D		
(イ) 使用期間が1月未満の 場合	1日につき 2,420円	
	1 8 700 8	
(□) 使用期間が1月以上の場合	1月につき 12,700円	
ロ 長さ5メートル以上6		
メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の 場合	1日につき 3,160円	
(p) 使用期間が1月以上の 場合	1月につき 15,260円	
ハ 長さ6メートル以上7		
メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の 場合	1日につき 3,650円	
(p) 使用期間が1月以上の 場合	1月につき 17,830円	
ニ 長さ7メートル以上8		
メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の	1 日につき 4,140円	
場合	1,110 1	
(r) 使用期間が1月以上の 場合	1月につき 20,390円	
ホ 長さ8メートル以上のも		
Ø		
(イ) 使用期間が1月未満の	   1日につき4,140円に長さが	
場合	7メートルを超える1メート	
<i>™</i> ⊔	ルごとに1,330円を加えた額	
(中) 使用期間が1月以上の	1月につき20,390円に長さが	
場合	7メートルを超える1メート	
<b>勿口</b>	ルごとに6,340円を加えた額	
(2) 和船型モーターボート以外	アーニー(10,040円を加えた領	
のモーターボート		
イ 長さ5メートル未満のも		
1 反き3人一下ル末個のも		
(イ) 使用期間が1月未満の	1 目につき 3,070円	
	1 目につき 3,070円	
場合 (ロ) 使用期間が1月以上の	1月につき 15,420円	
場合		

1,94 1 - 24	т отшту	H // //	A 114		210-111-3
1	~ = 3				
		55メートル以上6			
		ル未満のもの			
		[用期間が1月未満の	1 日につき	3,790円	
	場合			_	
		[用期間が1月以上の	1月につき	18,520円	
	場合				
		56メートル以上7			
		ル未満のもの			
		用期間が1月未満の	1日につき	4,390円	
	場合				
		用期間が1月以上の	1月につき	21,620円	
	場合				
	· ·	57メートル以上8			
		ル未満のもの	_		
		用期間が1月未満の	1日につき	4,970円	
	場合				
		用期間が1月以上の	1月につき	24,690円	
	場合				
		8メートル以上のも			
	0		, _, , , , , , , ,		
		[用期間が1月未満の	1日につき4,9		
	場合	•	7メートルを超		
	( ) (+)		ルごとに1,530		
		[用期間が1月以上の	1月につき24,6		
	場合	•	7メートルを超		
			ルごとに7,710	円を加えた額	
	給水施設		1 基30分までこ	ごとに 220円	
	給電施設		1 基30分までこ	ごとに 330円	
	けん引運搬車	<u> </u>	1回につき	120円	
	駐車場	1 原動機付自転	 1日につき	170円	
	<b>岡上・十つ</b> の	車及び自動二輪	1 11 10 70	1,011	
		車			
		2 普通自動車及	1 目につき	340円	
		び小型特殊自動	IHC>C	010/1	
		車			
		3 大型自動車及	1 目につき	1,210円	
		び大型特殊自動	1 4 (2 > )	1, 210, 3	
		車			
 船揚場	ウインチ	ヨット及びモー			
71H 103 000		ターボート			
		1 長さ5メート	   1 回につき	600円	
		ル未満のもの		20011	
1		2 長さ5メート	1回にへき	910円	

1					
	上下架クレー	ヨット及びモー			
	ン	ターボート			
		1 長さ6メート	1回につき	1,090円	
		ル未満のもの			
		2 長さ6メート	1回につき	1,310円	
		ル以上のもの			
港湾管理事務所	会議室		1時間までごとに	360円	
他信息性事務別			1 時間よくことに	200□	
	研修ホール		1時間までごとに	1,130円	照明設備を使用す
					る場合は、1時間ま
					でごとに1,200円を
					加算する。
	2 ( ). F.		1回にっさ	пооп	
	シャワー		1回につき	220円	

(注) この表において「ディンギー型ョット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

#### 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 山形県告示第241号

山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、山形県 海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

X	分	単 位	利用料金
加茂レインボービーチ	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	720円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル	70円
		1日につき	

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 山形県告示第242号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)第25条の4の規定により指定管理者に管理を行わせる県営住宅及び駐車場の家賃及び使用料のうち滞納されたものの収納事務

- 2 受託者の名称及び住所
  - (1) 名 称 株式会社西王不動産
  - (2) 住 所 山形市桜田東四丁目 9番23号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 山形県告示第243号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

ッ 大字川井3791番 別表第6中 地の1 を 地123番地 に、 和田1246番地 を

〃 大字元 和田112番地2 に改める。

# 附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第244号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)第7条第2項の規定により、山形県 立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

	区分	利用料金
	大学の学生及びこれに準ずる者	100円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
個人	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200円
	大学の学生及びこれに準ずる者	1人につき 70円
団体	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
(20人以上のもの に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1人につき 150円

# 2 適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

# 教育委員会関係

告 示

#### 山形県教育委員会告示第8号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 廣 瀬 渉

#### 1 開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降は、入館することができない。

- 2 休館日
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(祝日法第2条に規定する憲法記念日、みどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。)
  - (2) 月曜日(月曜日が祝日法第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日)
  - (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日(祝日法に規定する休日を除く。)
- 3 適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成30 年4月10日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	6者	山形市白川20番1ほか27筆
上山市	12者	上山市牧野字十二神387番ほか28筆
天 童 市	6者	天童市大字山口字荒宿5139番1ほか11筆
山辺町	1者	東村山郡山辺町辻堂30番ほか1筆
中山町	1者	東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦3522番ほか7筆
寒河江市	80者	寒河江市大字柴橋字高松1293番1ほか254筆
河北町	21者	西村山郡河北町西里字次部橋5576番ほか188筆
西川町	2者	西村山郡西川町大字沼山字田代1428番ほか16筆

大江町	16者	西村山郡大江町大字左沢字水湯2775番ほか50筆
村山市	17者	村山市大字楯岡字中荒田7920番 2 ほか80筆
東根市	26者	東根市大字荷口字赤沼720番ほか87筆
尾花沢市	14者	尾花沢市大字細野字高田2171番1ほか59筆
大石田町	19者	北村山郡大石田町大字大浦字白鷺原1634番 1 ほか100 筆
新庄市	6者	新庄市大字升形字旦ノ下1282番 1 ほか30筆
最上町	1者	最上郡最上町大字本城字ヤウカエ1517番ほか9筆
舟 形 町	7者	最上郡舟形町堀内字松山1712番ほか48筆
南陽市	4者	南陽市大橋字谷地2002番ほか29筆
高畠町	15者	東置賜郡高畠町大字亀岡字高田4320番1ほか81筆
川西町	40者	東置賜郡川西町大字上小松字曲師2413番ほか249筆
長井市	28者	長井市九野本字西谷地中4395番ほか113筆
小 国 町	1者	西置賜郡小国町大字新原字中の上73番2ほか6筆
白 鷹 町	16者	西置賜郡白鷹町大字山口字澤向5269番1ほか267筆
飯 豊 町	18者	西置賜郡飯豊町大字中字原3118番ほか258筆
鶴 岡 市	92者	鶴岡市荒俣字鷺沼218番ほか507筆
酒 田 市	33者	酒田市千代田字泓谷地131番ほか259筆
三川 町	13者	東田川郡三川町大字押切新田字左戸中瀬66番 1 ほか53 筆
庄 内 町	48者	東田川郡庄内町狩川字上割491番ほか254筆
遊佐町	9者	飽海郡遊佐町上蕨岡字御備田101番ほか45筆
	•	

# 2 申請年月日

平成30年3月9日

# 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県流域下水道事業公営企業会計システム構築及び運用保守業務の調達について、一般競争入札(総合評価落札方式)を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年3月27日

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日時 平成30年5月25日(金) 午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県流域下水道事業公営企業会計システム構築及び運用保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び入札仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成36年6月30日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、システムの構築に係る業務(システムの導入に係る業務を含む。以下同じ。)に関する金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額、システムの運用保守に係る金額(平成31年9月分までの業務に関する金額に限る。)に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額及びシステムの運用保守に係る金額(平成31年10月分から平成36年6月分までの業務に関する金額に限る。)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち、システムの構築に係る業務に関する金額の108分の100に相当する金額、システムの運用保守に係る金額(平成31年9月分までの業務に関する金額に限る。)の108分の100に相当する金額及びシステムの運用保守に係る金額(平成31年10月分から平成36年6月分までの業務に関する金額に限る。)の110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあっては、(9)から(12)までに掲げる要件を全て満たすものであること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成30年2月 6日付け県公報第2916号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
    - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
    - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (6) 平成29年度に本県が発注した「山形県流域下水道事業公営企業会計システム基本計画策定支援業務」を受注していないこと。

- (7) 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、都道府県又は市において下水道事業に係る公営企業会計システム又はそれと同等のシステムを納入した実績を証明できること。
- (8) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(6)までの要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(7)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

- (1) 総合評価の方法
  - イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価 格評価点とする。

入札価格評価点(1点未満切捨て)={1-(入札価格+消費税等相当額)/予定価格}×200

ロ 技術点の評価方法 価格以外の要素として入札者に求める提案(以下「技術提案」という。)の内容を次に掲げる評価項目及び評価基準に基づき評価した技術提案評価点、機能適合率評価点及び帳票適合率評価点の合計を技術点とする。

評価項目	評価基準	配点
提案企業の基本事項	企業の基本事項、本業務の責任者の経歴等	60
プロジェクトの推進	プロジェクトマネジメント方針、リスクマネジメント 方針、操作研修・教育の考え方 等	200
システム機能内容	提案するパッケージ適用の基本的な考え方、カスタマ イズの考え方、情報セキュリティ対策 等	180
保守・運用支援	運用・保守支援体制、問い合わせ対応、障害復旧対応 の考え方 等	140
追加提案	本業務に有用な提案	20
技術提案評価点 (小計)	600	
機能適合率評価点	機能要件に対するパッケージシステムの適合率	100
帳票適合率評価点	必須帳票に対するパッケージシステムの充足率	100
技術点 (合計)	800	

- ハ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び技術点の合計を総合評価点とする。
- (2) 落札者の決定方法 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第120条第1項の 規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者 とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 技術提案の内容を記載する書類(以下「技術提案書」という。)を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び技術提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当 電話番号023(630)2103
  - (2) 入札説明書及び入札仕様書の交付場所 山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当で交付する。

平成30年3月27日 (火曜日) 山 形 県 公 報 第**2930号** 

- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年4月13日(金)午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札資格審査申請書を同月10日(火)午後3時までに山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(7)に係る事項を証明する書類並びに企業概要票(共同企業体にあっては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類(9)に係る事項を証明する書類にあっては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。)及び企業概要票並びに共同企業体概要票)を提出すること。
  - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of services to be required: Construction, operation and maintenance of software for the local public enterprise accounting system of the Yamagata Prefecture regional sewerage system:
  - (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 25, 2018
  - (3) Contact point for the notice: Basin Sewerage Section, Sewer Management Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2103

